

会 則

香 川 自 治 会

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	会員	1
第 3 章	役員	2
第 4 章	会議	3
第 1 節	総代会	3
第 2 節	総会	4
第 3 節	役員会	5
第 5 章	町内会	5
第 6 章	部会及び委員会	7
第 1 節	部会	7
第 2 節	委員会	7
第 7 章	顧問	8
第 8 章	資産及び会計	8
第 9 章	雑則	8

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本自治会は、香川自治会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦並びに文化及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(地区)

第3条 本会の地区は、原則として茅ヶ崎市香川の地域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、神奈川県茅ヶ崎市香川3丁目20番1号香川自治会館に置く。

(事業)

第5条 本会は、各町内会を基盤とし、各部会と緊密な連携のもとに、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)健康増進、文化交流、福祉等に関する活動
- (2)環境美化、清掃活動
- (3)防犯活動の推進及び防犯連絡所(さくらハウス)の運営
- (4)防災活動の推進
- (5)情報、連絡事項の提供
- (6)広報活動
- (7)自治会館の維持管理
- (8)関係団体との連携、協力
- (9)行政機関等が推進する町づくりに対する協力及び要望
- (10)地元団体への支援
- (11)その他必要と認めた事業

(自主防災)

第6条 自治会自主防災については、別に定める自主防災規約及び細則による。

2 防災組織の責任者は、本会の役員がその任に当たる。

(会則の変更)

第7条 この会則を変更する場合は、総代会の議決を得て効力を生じる。

第 2 章 会 員

(会員)

第8条 香川地域内に居住する者(世帯)を正会員とし、事業を営む者を特別会員とする。

2 正会員は、その居住する地区の町内会に属する。

3 特別会員は、その事業を営む地区の町内会に属する。

(入会・退会・異動)

第9条 本会に入会する者は、入会申込書をその地区の組長を通じ届出する。

- 2 退会の場合は、前項と同様退会届を組長を通じ届出する。
 - 3 香川地域内における転居の場合は、本条第1項と同様異動届を組長を通じ届出する。
- (会 費)

第10条 会員は、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額並びに納入方法等は、別に定める。
- 3 年度途中の入退会に伴う会費については、別に定める。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 代表副会長 1名
- (3) 副会長(町内会長) 4名
- (4) 理 事 26名
(町内副会長、町内総務、正副部会長及び企画室(4名)とする)
- (5) 代議員 35名程度(会員 100名に1名を目安)
- (6) 監 事 2名

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 代表副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副会長は、会長及び代表副会長を補佐し、代表副会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 総務担当理事は、本会の事業を把握し、役員会等の業務運営に当たる。
- 5 会計担当理事は、本会の会計に関する事務を処理し、その結果について監事の監査を受けて、総代会に報告する。
- 6 企画室担当理事は本会の企画・立案等を担当、会長・副会長に提言出来ると共に、その補佐等を行う。
- 7 理事は、会長の委任する事項に関する会務を処理する。
- 8 代議員は、組長の代表として、組長と密接な連携を図る。
- 9 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総代会に報告する。

(役員の仕事)

第13条 会長及び代表副会長は、別に定める香川自治会役員選考委員会細則により推薦し、総代会において承認を得て選任する。

- 2 副会長、理事及び代議員は、総代会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、総代会において会員のうちから選任する。
- 4 監事及び代議員は他の役職を兼務してはならない。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年とする。但し、代議員は1年とする。

- 2 役員は、再選を妨げない。
- 3 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその任務にあたる。
- 5 企画室の任期は初年度(平成31年)は1年とし、以後は本条1項の任期とする。

第15条 本会に総代会を置く。

- 2 総代会は、町内役員のうち第33条第1項第4号から第11号に規定する役員(以下「総代」という。)をもって当てる。

但し、第11条第1号から第4号までの役員は除く。

第4章 会 議

第1節 総代会

(総代会の招集)

第16条 総代会は、定期総代会及び臨時総代会の2種とし、会長が招集する。

- 2 定期総代会は、原則として毎年4月に開催し、臨時総代会は、本条第4項に規定する場合のほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 前項の臨時総代会を招集する場合は、役員会の同意を得なければならない。
- 4 会長は、総代の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに臨時総代会を招集しなければならない。
- 5 総代会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(総代会の決議する事項)

第17条 次に掲げる事項は、総代会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画並びに予算の決定
- (2) 事業報告並びに決算の承認
- (3) 会則の設定、変更又は廃止
- (4) 会費の変更
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関する承認

(総代会の議長)

第18条 議長は、その総代会において出席した総代の中から互選する。

(総代会の議事)

第19条 総代会は、定数の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会における総代の表決権は1人1個とする。

(委任等)

第20条 止むを得ない理由で総代会に出席できない総代は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の総代を代理人として表決を委任することが出来る。

2 前項の場合における前条第1項の規定の適用については、その総代は出席したものとみなす。
(議事録)

第21条 総代会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総代の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総代会において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第2節 総会

(総会)

第22条 本会に総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成する。

(総会の決議事項)

第23条 本会の解散は、総会の議決を経なければならない。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条の議決をする必要があるときに限り役員会の同意を得て会長が招集する。

但し、総代会を設置すべく要件を欠くに至ったときは、前条の議決以外の事項を目的として総会を招集することができる。この場合には、総代会に関する規定は総会について準用する。

(総会の議事)

第25条 解散の議決は、総会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 総会における会員の表決権は、1世帯又は1法人1個とする。

(残余財産の処分)

第26条 本会の解散のときに有する残余財産は総会の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(準用規定)

第27条 第16条(総代会の招集)第4項及び第5項、第18条(総代会の議長)及び第21条(議事録)の規定は、総会について準用する。

第3章 役員会

(役員会)

第28条 本会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、第11条の役員(但し、代議員、監事を除く。)をもって組織する。
- 3 会長は、定例役員会を原則として毎月開催する。また必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 会員は、議長の承認を得て役員会を傍聴することができる。

(役員会の審議事項)

第29条 役員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 総代会に提案すべき事項
- (2) 各町内会及び各部会からの提案事項
- (3) 使用料及び手数料に関する事
- (4) 総代会の議決した事項の執行に関する事
- (5) その他、本会の運営に必要な事項

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は、自治会長がこれに当たる。

(準用規定)

第31条 第19条(総代会の議事)、第21条(議事録)の規定は、役員会について準用する。

第5章 町内会

(町内会)

第32条 本会の地域を4地区に区分し、次のとおり4町内会を置く。

- (1) 第1町内会
- (2) 第2町内会
- (3) 第3町内会
- (4) 第4町内会

(町内会役員・組長)

第33条 各町内会に、次の町内役員を置く。

- (1) 町内会長
- (2) 町内副会長
- (3) 町内総務担当
- (4) 町内会計担当
- (5) 広報担当
- (6) 環境担当
- (7) 防犯担当

- (8) 会館管理担当
- (9) 防災担当
- (10) 地区会計担当
- (11) 代議員

- 2 各町内会に組長を置く。
- 3 各町内会役員及び組長は、細則により定める。

(町内役員の内兼任等)

第34条 町内役員は、次のとおり兼任する。

- 2 町内会長は、第11条(役員)第3号の副会長を兼任する。
- 3 町内副会長及び町内総務および企画室は、11条(授員)第4号の理事を兼任する。
- 4 前条の第1項第3号から第9号までの町内役員は、第40条の部会に所属する。

(町内役員等の職務)

第35条 町内会長は、町内会を代表して会務を処理する。

- 2 町内副会長は、町内会長を補佐し、町内会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 町内総務は、町内会の活動状況を把握しその業務を行う。
- 4 町内会計は、町内会の会計事務を行う。
- 5 地区会計は、各地区の会員の会費徴収等の事務を行う。
- 6 代議員は第15条(総代会)の構成員となる。
- 7 組長の職務は別に定める。

(町内役員等の選任)

第36条 町内役員は、町内役員会において選任する。

- 2 代議員は、会員100名(世帯)を目安に1名を選出する。
- 3 組長は、その組に所属する会員の中から互選する。

(町内役員等の任期)

第37条 町内役員の内任期は、第14条(役員の内任期)の規定を準用する。但し、組長は1年とする。

(町内役員会・組長会)

第38条 町内会長は、町内会の活動及び運営に必要と認めるときは、町内役員会及び組長会を開催する。

(役員会への報告)

第39条 町内会の事業計画並びに活動状況について、定例役員会に報告するものとする。

第6章 部会および委員会

第1節 部会

(部会)

第40条 本会の主要な事業内容ごとに、次の部会を置く。

- (1) 総務部会

- (2) 会計部会
- (3) 広報部会
- (4) 環境部会
- (5) 防犯部会
- (6) 会館管理部会
- (7) 防災部会

(部会の組織及び選出)

第41条 部会は、第33条第3号から第9号に定める町内役員が各部会に所属することにより組織する。

- 2 各部会に、部会長1名、副部会長1名及び部会員を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、前条(部会)の部会員の中から互選する。
但し、総務部会長及び会計部会長は、会員の中から会長が推薦する。

(部会長及び副部会長の職務及び兼任)

第42条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

- 2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を行う。
- 4 正副部会長は、第11条(役員)第4号の理事を兼任する。

(部会の事業内容等)

第43条 部会について主要な事業内容及び事務処理等については役員会の承認を経て別に定める。

(役員会への報告)

第44条 部会長は、部会の事業計画及び活動状況を定例役員会に報告するものとする。

第2節 委員会

(委員会)

第45条 本会の目的達成に必要事項を調査、審議するため委員会を置くことができる。

(委員会の組織等)

第46条 委員会に委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(委員会について必要な事項)

第47条 前2条に規定するほか、必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

第7章 顧問

(顧問)

第48条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の目的達成のため、特に重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、本会に功労のあった者から会長が役員会の承認を得て委嘱する。

第8章 資産及び会計

(収入)

第49条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 交付金
- (3) 補助金
- (4) 使用料及び手数料
- (5) 寄付金及びその他の収入

(資産の管理)

第50条 本会の資産は、次の各号のとおりであり、これを管理する。

- (1) 別に定める財産目録に記載の資産
- (2) 前条の収入に伴う資産

(会計処理)

第51条 当該年度開始後に予算が総代会において議決されていない場合には予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

2 予算が成立したときは、当該年度の予算に組入れ引継ぐものとする。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 雑 則

(会館の管理運営)

第53条 本会は、別に定める「香川自治会館管理運営規則」に基づき、香川自治会館を管理運営する。

附則

(施行の時期)

- 1 この会則は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 昭和48年2月1日に制定された会則は廃止する。
- 3 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成25年12月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成31年4月1日から施行する。